

## 移動支援の見直しについて

## 1. 見直しの経緯と内容

- ・ H26 年 8 月、中央区自立支援協議会から下記課題提起。

(課題)

① 全身性障がい者（児）の要件緩和

現行の要件は「4 肢障がい」としているが、（他の障がいの要件に比べ基準が厳しいことから）対象要件の緩和を要望

② 対象となる外出についての整理

支給決定の根拠が不明確であるため、明確にすることを要望

③ 難病患者等の対象者の追加

個別給付サービスでは対象となっている難病患者等を対象者に追加することを要望

④ 上限時間の導入

支給決定の上限時間の設定を要望

- ・ H26.12 他区の自立支援協議会においても中央区の課題を同様に捉えていることを確認。
- ・ H27 年度 国において移動支援の検討の動きがあり、経過を注視することとし、本市における検討を一時中断。
- ・ H28 年度
  - ・ 運営事務局会議での検討を再開（他都市の状況確認）
  - ・ ケースワーカー会議で検討（意見集約）
  - ・ 運営事務局会議で検討（見直し(案)の作成）
  - ・ 運営事務局会議で検討（各区自立支援協議会からの意見を集約）
- ・ H29 年度
  - ・ 運営事務局会議見直し(案)について、障がい福祉課で検討
  - ・ 障がい福祉課で運用の変更(案)を作成
  - ・ ケースワーカー会議で検討（運用変更(案)に関する意見集約）
  - ・ 運営事務局会議に報告

## 2. 見直し内容

① 全身性障がい者（児）の要件一部拡大

対象者要件に両下肢及び片上肢の三肢障がい者の一部を追加

② 知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）の要件追加

支給決定の基準とする調査項目の追加（外出時の支援が必要なことを明記する）

③ 難病患者等の対象者の追加

障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している難病患者等の一部を対象者に追加

④ 支給時間の設定

支給決定における上限時間の設定